

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日時：令和 5 年 5 月 10 日（水） 11:00～11:15
2. 場所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長  
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

## 1. 「乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針」の改正について

【当局】 平成31年4月の三宮重大事故を受け、二度と同じような事故を起こさないという強い決意のもと、令和3年10月1日に「乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針」を策定し運用してきたところである。

しかしながら、令和4年度はこの指針に基づく懲戒処分が10件も発生した。特に、二度と起こさないとした「流動事故」や歩行者の安全が最優先される「横断歩道上の事故」など、基本操作や基本ルールが遵守できない事故が多く発生しており、市民の皆様から厳しいお叱りの声をいただいている状況にある。

そのため、あらためて「乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針」を改正し、より厳格な運用を行いたい。

具体的な改正内容として、これまで事例として示してきた「過失により、横断歩道上で若しくは追突事故等により人に傷害を負わせた、又は流動事故を起こした職員」については、これまで処分量定は「減給又は戒告」としていたが、今後は「停職」を追加し、「停職、減給又は戒告」と1段階厳しくしている。

また、事例として、「過失により、周囲の交通や乗客に危険を生じる恐れのある運転行為を行い、人に傷害を負わせた又は物を損壊させた職員」を追加し、重大事故につながる恐れのある事故については厳格に対応していく。

さらに、「法令・規定及び業務上の指示」について「安全運転義務（道路交通法第70条第1項）違反」を例として明確に示すことで、安全運転義務違反の抑制につなげていく。

なお、今後は、事故に至るプロセスをしっかりと評価し処分量定を決定していく必要があるため、加重事由に「交通違反や事故において、その危険性が顕著なとき」を追加する一方で、損害結果だけで判断することとしていた「過失により物を著しく損壊させた職員」の事例については削除することとした。

これら改正の実施時期については、令和5年5月15日とする。

【組合】 三宮の重大事故を反省し、二度と起こさないとの思いは組合も同じである。

特に、流動事故については、市民・利用者に対して弁解の余地もなく、処分基準が厳しくなることはやむを得ないと感じている。しかしながら、その他の事故の処分基準まで厳しくすることに関しては到底納得できるものではない。

現場の自動車運転士は、市民・利用者のために、天候や天災など関係なく、365日運行を続けている。そんな中、事故を起こせば処分の対象ということになれば、余分なプレッシャーがかかり、余計に事故に繋がる恐れがあるということが分からないのか。

また、高齢ドライバーも増加しており、マイカーを数時間運転しているだけでも、危険そうな自動車をしばしば見かける。事故は、自分がいくら注意していても相手からぶつけられる事故もある。昨今の道路状況や高齢ドライバーを含め、マイカーの運転手の状況などをもっと把握する必要もあるのではないのか。

特に、「飲酒運転以外での交通事故」の中で、安全運転義務違反の内容が追記

されているが、人身事故を起こせばすべてが安全運転義務違反になると思うが、すべての人身事故を処分の対象とするのか。

【当局】 先程も説明したとおり、安全運転義務違反については明確に示すことで抑制につなげていくものである。今回の改正は、「流動事故」などのほか、危険性が顕著であり、重大事故につながる恐れのある事故に対して、より厳格な運用を行うものであることをご理解いただきたい。

【組合】 現場職員はアルコールチェックや業務中の事故など、少しでもミスがあればすぐに処分の対象になる。しかし、管理職を含め事務職員などは、事務的なミスや手違いなどがあっても処分の対象にならないのは納得できないのが現場職員の思いである。

少なくとも、事故やアルコールチェックなどで処分を行う際には、管理監督責任がある管理職も同様に処分を行うべきではないか。

【当局】 管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた場合は、神戸市の「懲戒処分の指針」に則して、処分することとなる。

【組合】 内容について持ち帰り協議する。